

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について

常総市福祉部 介護保険室

令和4年3月

1. 制度の概要と経緯

(1) 制度の概要

軽度者※1に対する福祉用具貸与については、その状態像から見て使用が想定しにくいとして、原則貸与対象外となる種目（以下「対象外種目※2」といいます。）が定められています。

ただし軽度者であっても、その状態像に応じて利用が想定される場合は、対象外種目であっても、例外的に給付することができるものと規定されています。

対象外種目	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3
ア 車いす及び付属品	貸与不可	貸与不可	貸与不可	○	○
イ 特殊寝台及び付属品					
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器					
エ 認知症老人徘徊感知器					
オ 移動用リフト（つり具の部分を除く）				貸与不可	貸与不可
カ 自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）					

(2) 背景と経緯

平成 18 年度介護報酬改定により、福祉用具貸与について、軽度者の状態像からは利用が想定しにくい対象外種目は原則として保険給付の対象としないこととされ、例外的に給付される状態像の判断方法として、認定調査票の基本調査項目を活用することとされました。

しかしながら、軽度者に係る福祉用具貸与の利用事例調査に基づき、その例外給付の判断方法について、専門家による意見等を踏まえて検討した結果、福祉用具貸与の基本枠組みについては変更せずにその運用が一部見直されることになり、平成 19 年 4 月 1 日から医師の意見（医学的な所見）に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨判断されている場合にあっては、これらについて市町村が書面等確実な方法により確認することにより、例外給付を認めることとされました。

2. 算定の可否の判断基準

利用者等告示第三十一号のイで定める状態像に該当する者については、軽度者であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について指定（介護予防）福祉用具貸与費（以下「福祉用具貸与費」といいます。）の算定が可能であり、その判断については、次のとおり規定されています。

【例外 1】基本調査の結果による判断

以下の表に当てはめ、直近の認定調査票の該当項目にて確認してください。この表の項目に当てはまる状態像にある方は例外給付が認められます。なお、確認依頼書の提出は不要です。

《老企第36 号第2 の9(2)の①のアの表》

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者	基本調査 1-7 歩行：「3. できない」
	(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	該当する基本調査結果なし →居宅介護支援事業者等が判断
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがり困難な者	基本調査 1-4 起き上がり：「3. できない」
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 寝返り：「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換機	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 寝返り：「3. できない」
エ 認知症老人 徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解の いずれかに支障がある者	基本調査 3-1 意思の伝達：「1. 調査対象者が意思を他者に 伝達できる」以外 又は 基本調査 3-2～3-7 のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査 3-8～4-15 のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症 状がある旨が記載されている場合も含む
	(二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査 2-2 移動：「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分 を除く) ※1、2	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査 1-8 立ち上がり：「3. できない」
	(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査 2-1 移乗：「3. 一部介助」または「4. 全介助」
	(三) 生活環境において段差の解消が必要と認めら れる者	該当する基本調査結果なし →居宅介護支援事業者等が判断
カ 自動排泄処理装 置	次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者	基本調査 2-6 「4. 全介助」
	(二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2-1 「4. 全介助」

※1 移動用リフトのうち「段差解消機」については、該当する基本調査結果がないため、サービス担当者会議等の結果で判断します（詳しくは次ページ 【例外2】を参照）。

※2 移動用リフトのうち「昇降座イス」については、基本調査 1-8 「立ち上がり」ではなく基本調査 2-1 「移乗」で判断します（H19.3.30厚生労働省事務連絡、P9参照）。

【例外2】該当する基本調査結果がない場合の判断

上記表の下線部分、アの（二）及び、オの（三）については、該当する認定調査結果がありません。主治医からの情報及び福祉用具専門相談員のほか、軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断します。必要と判断されれば例外給付が認められます。確認依頼書の提出は不要です。

なお、判断の根拠となる情報、経緯については記録を残しておく必要があります。

《判断する際の運用について》

■算定の根拠となる判断結果の記録・保存について

- ① 当該用具が必要である旨を検討した担当者会議の記録及び主治医から得た情報を保管
- ② 居宅サービス計画への記録
居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置づける場合には、利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載する
- ③ 居宅サービス計画の見直す頻度は、必要に応じて随時（担当者会議を開くごと等）。
継続して貸与が必要か検証した上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載する
※記録書類は、事業所ごとに一貫性（様式の統一やまとめ方など）のあるものとし、全ての書類が利用終了後、5年保存としてください。

■サービス担当者会議等における解釈の取扱い

- ① 主治医からの情報を取得する。
- ② 「適切な助言が可能な者」とは、対象者が利用している事業所のヘルパー、通院している医療機関の理学療法士など、日常生活の状態像を客観的に判断できる者を示す。有資格者であることは求めない。
- ③ サービス担当者会議等に想定される出席者は、主治医、リハビリ担当者、ヘルパー等・サービス担当事業者（福祉用具専門相談員等）、被保険者・家族などである。状況や必要に応じて判断する情報が得られればよい。
- ④ 判断材料となる情報は、出席者の会議による記録、電話による記録、FAX等による記録などの方も考えられるが、各関係者がどのように判断したかを書面により記録し、必ず保存すること。
- ⑤ サービス担当者会議において、具体的に必要と思われる判断材料
 - ・福祉用具貸与が必要な具体的な理由
 - ・本人の病名・症状・身体状況
 - ・本人の生活状況・家族状況・援助内容等
 - ・福祉用具を使用することによって、どのような効果が得られるのか等

【例外 3】市町村の確認による判断（例外 1・2 に該当しない場合）

【例外 1】【例外 2】に関わらず、次の i) から iii) までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあつては、これらについて、市が書面等確実な方法により確認することにより、その適否を判断します。市で必要性が認められれば貸与費を算定できます。

- i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示(2ページ参照)で定める福祉用具が必要な状態に該当する者
(例 パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象)
- ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる者
(例 がん末期の急速な状態悪化)
- iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者
(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

福祉用具が必要となる主な事例内容（概略）

(H19.3.14厚生労働省「地域包括支援センター・介護予防事業担当者会議資料」より)

事例類型	必要となる福祉用具	事例内容（概略）
I 状態の変化	・ 特殊寝台 ・ 床ずれ防止用具・体位変換器 ・ 移動用リフト	パーキンソン病で、内服治療中に急激な症状・症候の軽快・憎悪を起こす現象（ON・OFF現象）が頻繁に起き、日によって告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
		重度の関節リウマチで、関節のこわばりが朝方に強くなり、時間帯によって、告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
II 急性憎悪	・ 特殊寝台 ・ 床ずれ防止用具・体位変換器 ・ 移動用リフト	末期がんで、認定調査時是何とか自立していても、急激に状態が悪化し、短期間で告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
III 医師禁忌	・ 特殊寝台	重度の喘息発作で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、呼吸不全の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
		重度の心疾患で、特殊寝台の利用により、急激な動きをとらないようにし、心不全発作の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されてい

		る。
		重度の逆流性食道炎（嚥下障害）で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体をおこすことで、誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	・床ずれ防止用具・体位変換器	脊髄損傷による下半身麻痺で、床ずれ発生リスクが高く、床ずれ防止用具の利用により、床ずれの危険性を回避する必要がある。床ずれ防止用具の必要性を医師からも指示されている。
	・移動用リフト	人工股関節の術後で、移動用リフトにより立ち座りの際の脱臼の危険性を回避する必要がある。移動用リフトの必要性を医師からも指示されている。

《手続きの流れ》

① 医師の医学的な所見に基づく判断を求める

i) から iii) までのどの状態像に該当するかについて確認するため、次のいずれかの書類を入手する。

- A 福祉用具貸与に関する医師意見書（市ホームページより書式を得て、医師に記入してもらう。）
- B 主治医所見聴取記録（市ホームページより書式を取得し、これをもとに医師の意見を聴取し作成する。）
- C 主治医意見書（意見書中の特記事項に、「例：〇〇（疾病名）により〇〇〇（状態）のため特殊寝台が必要」のように、具体的な福祉用具使用の必要性が記載されていること。）

※「特殊寝台が必要」や「病名の記載」のみでは、利用者が例外的貸与基準に当てはまる状態であるかが判断できませんので、他の手段によって医師の所見を入手していただきます。

② サービス担当者会議の開催

担当ケアマネジャーは、医師の意見(医師の所見)を入手した後、サービス担当者会議を開催し、適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要であることを判断する。

適切なケアマネジメント結果を踏まえた記録（第4表サービス担当者会議の要点）を作成してください。

（検討の結果として具体的な福祉用具使用の必要性が記載されていること。例：検討の結果、〇〇の状態のため自力で起き上がりが困難なため特殊寝台の使用が必要である。）

③ 市へ必要書類を提出し確認を求める

サービス担当者会議において貸与の必要性が決定した後、確認依頼書を作成し、添付書類とともに市へ提出する。

《提出書類》

- ☐ 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に関する確認依頼書(常総市様式)
- ☐ サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要であることが判断されていることを確認できるもの

「サービス担当者会議の要点」

□ 医学的所見の確認ができる書類(次のいずれか)

「主治医意見書」

「医師の診断書」

「主治医所見聴取記録」

□ 本人の状態を確認できるもの

「ケアプラン 1 表～3 表」(要介護)

「介護予防サービス・支援計画書、週間支援計画」(要支援)

《注意事項》

■主治医の意見について

- ・ 「病名のための記載」や「特殊寝台が必要とだけの記載」では貸与の必要性が確認できませんので、利用者の現在の身体状況や病気による影響、福祉用具を使用することでどのような効果が得られるか、福祉用具ごとに具体的に確認してください。
- ・ 主治医の所見確認日(主治医の意見書・診断書・主治医意見聴取の日付)がサービス担当者会議の日付より後になっている場合は、「貸与不可」となりますのでご注意ください。

■届出が遅れた場合について

- ・ 申請書類の届出日から貸与費の算定が可能となります。届出が遅れると給付対象とならない期間が発生する場合がありますのでご注意ください。

■新規申請、区分変更、更新申請中で、認定結果が出る前に福祉用具貸与を考えているが、軽度者に該当するような場合の取扱いについて

- ・ 主治医の意見から福祉用具の必要性を確認した後、サービス担当者会議を開催して、暫定プランを作成します。この暫定プランに基づいた必要書類を市に提出してください。